

令和5年度 那珂川市国民健康保険運営協議会（第3回）

次 第

1. 会長あいさつ

2. 報告事項

- (1) 第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画の進捗報告（資料1）
- (2) 令和6年度本算定結果（資料2）

3. 審議事項

- (1) 那珂川市国民健康保険税の税率の改定について（答申案）の審議（資料3）

【配布資料】

資料1 第3期データヘルス計画策定について

資料2 令和6年度那珂川市国民健康保険税率について（本算定）

資料3 那珂川市国民健康保険税の税率の改定について（答申案）

第 3 期データヘルス計画の策定について

①データヘルス計画とは

「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」に基づき、被保険者の健診・医療データを活用して PDCA サイクルに沿った効率的・効果的な保健事業を実施するために策定する計画

②計画期間



③計画の内容

第Ⅲ期計画の内容

- ・前期(第 2 期)計画の評価
- ・健康課題の把握分析
- ・目標の設定
- ・各個別保健事業計画の策定

第Ⅲ期計画の特徴

- ・標準的(共通)な評価指標の設定
- ① 他保険者と同じ指標で比較でき、経年的に評価することが可能。
- ② 市の特徴が可視化され外部機関から支援が受けやすい。

④計画の構成

Ⅰ. 基本的事項

- ・計画の目的、基本理念
- ・計画期間
- ・基本情報

Ⅱ. 健康・医療情報等の
分析と課題

- ・健診や医療データ等の
集計・分析

Ⅲ. 計画全体

- ・保険者の健康課題の抽出
※標準的(共通)な評価指標
を設定

Ⅳ. 個別事業計画

- ・計画全体の目的達成に向けた事業計画を策定

Ⅴ. その他

- ・計画の評価・見直し
- ・計画の公表・周知

令和 6 年度

那珂川市国民健康保険税率の
改定について（本算定）

令和 6 年 1 月

那珂川市国民健康保険運営協議会

（事務局） 那珂川市 市民生活部 市民課

■国保税率一覧

		医療給付費分			後期高齢者支援等分			介護納付金分		保険税率計	
		所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	応能割	応益割
R5国保税率	A	7.08%	27,900 円	27,200 円	2.10%	8,900 円	8,700 円	1.65%	18,500 円	10.83%	91,200 円
仮算定結果	B	7.12%	31,275 円	30,340 円	2.65%	12,340 円	11,997 円	1.77%	21,782 円	11.54%	107,734 円
R6本算定結果	C	6.59%	28,951 円	28,086 円	2.67%	12,428 円	12,083 円	1.82%	22,371 円	11.08%	103,919 円
R6税率改定案 (10円単位切上)	D	6.59%	29,000 円	28,100 円	2.67%	12,500 円	12,100 円	1.82%	22,400 円	11.08%	104,100 円

■税率の差額 (R6税率改定案とR5保険税率)

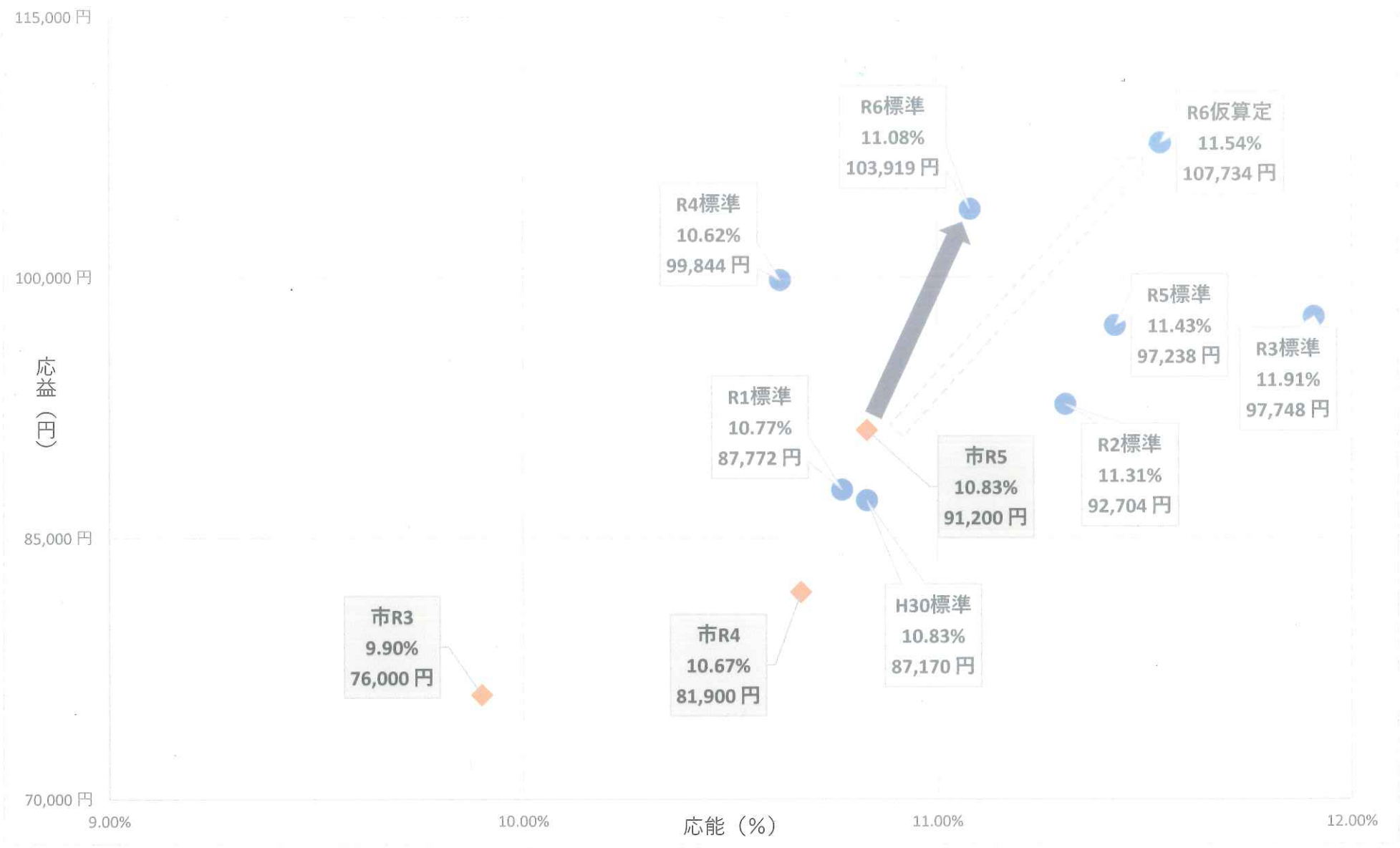
	医療給付費分			後期高齢者支援等分			介護納付金分		保険税率計	
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	応能割	応益割
D-A	△0.49%	+1,100 円	+900 円	+0.57%	+3,600 円	+3,400 円	+0.17%	+3,900 円	+0.25%	+12,900 円

被保険者の年間税額への影響（モデルケース）

世帯例	R5税率	R6仮算定結果	R6改定案
 <p>■世帯員の収入・所得 ・男性（62歳）給与収入98万円（所得 43万円）</p> <p>■世帯の収入・所得 収入98万円（所得 43万円）</p> <p>1人世帯</p>	27,200円	32,300円 (+5,100円)	31,100円 (+3,900円)
 <p>■世帯員の収入・所得 ・男性（72歳）年金収入 242 万円（所得 132 万円） ・女性（70歳）年金収入 100 万円（所得 0円）</p> <p>■世帯の収入・所得 収入 342 万円（所得 132 万円）</p> <p>2人世帯</p>	169,200円	190,700円 (+21,500円)	180,900円 (+11,700円)
 <p>■世帯員の収入・所得 ・男性（45歳）給与収入 400 万円（所得 276 万円） ・女性（42歳）収入なし 0 円（所得 0円） ・子ども（12歳、10歳）</p> <p>■世帯の収入・所得 収入 400 万円（所得 276 万円）</p> <p>4人世帯</p>	472,300円	529,500円 (+57,200円)	509,100円 (+36,800円)

那珂川市の税率と標準保険料率

資料 2 - 3



5 那国運第1号
令和6年1月 日

那珂川市長 武末 茂喜 様

那珂川市国民健康保険運営協議会
会長 上野 彰

那珂川市国民健康保険税の税率の改定について（答申）

令和5年12月13日付5那市第2885号で諮問のあったことについて、慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

記

1. 答申

令和6年度の那珂川市国民健康保険税率を次のとおりとすることが適当である。

(1) 医療給付費分

所得割 7.08%を6.59%に改定すること。
均等割 27,900円を29,000円に改定すること。
平等割 27,200円を28,100円に改定すること。

(2) 後期高齢者支援金等分

所得割 2.10%を2.67%に改定すること。
均等割 8,900円を12,500円に改定すること。
平等割 8,700円を12,100円に改定すること。

(3) 介護納付金分

所得割 1.65%を1.82%に改定すること。
均等割 18,500円を22,400円に改定すること。

2. 答申理由

本市においては、一般会計からの赤字繰入が未だに解消しておらず、本来、国民健康保険の被保険者が負担すべき赤字繰入の不足額を被保険者以外の市民の方が負担しており、税負担の均衡が図られていない。このことは、税負担の公平性の視点からも解決しなければならない大きな課題である。

国保制度改革による国や県の動向、令和2年度からの本協議会での協議を踏まえれば、赤字繰入を解消するため、令和6年度までに「標準保険料率」の水準まで改定せざるを得ない現況である。

このような状況を踏まえ、令和6年度に「標準保険料率」の水準へ改定を行うべきであるという結論に達した。

3. 附帯意見

- (1) 税率の改定を行うが、市においては医療費抑制に取り組み、中長期的な視点を持ち、国民健康保険財政健全化に向けて引き続き努めること。
- (2) 国民健康保険事業の運営状況について、検証を行ったうえで本協議会に毎年度報告を行い、市全体にも公表を行うこと。
- (3) 税率改定にあたって、被保険者への周知活動を十分に行い、被保険者の理解を得るよう努めること。
- (4) 国民健康保険税（料）の県内均一化に向けた取り組みが進められているが、市町村間で財政負担の不均衡が生じないようにするなど真の均一化に向けた取り組みとなるよう福岡県および国へ要望していくこと。